

栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」及び文字「とちぎ育ち」使用取扱要領

制定 令和8（2026）年1月5日

最終改正 令和8（2026）年7月1日

（目的）

第1条 この要領は、別紙1に掲げる栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」及び文字「とちぎ育ち」（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用対象商品）

第2条 ロゴマーク等の使用対象は、別紙2に掲げる商品又は役務とする。

（商標権）

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、栃木県（以下「県」という。）に属する。

（使用目的）

第4条 ロゴマーク等の使用目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）栃木県産農林水産物（以下「県産農産物」という。）のブランド価値向上のためのPR
- （2）県産農産物の宣伝及び販売促進
- （3）県産農産物及びその成分等が含まれている商品等の宣伝、販売促進
- （4）その他、県が適当と認めるもの

2 この要領に基づき別紙2に掲げる商品又は役務に関して使用許諾を受けたものは、ロゴマーク等を使用することができる。

（使用上の注意）

第5条 ロゴマーク等の使用は、非独占的になされるものとする。

2 「栃木県産農産物統一ロゴマーク『とちぎ育ち』運用マニュアル」に定められた色、形式などから逸脱した使用をしてはならない。

3 その他、ロゴマーク等の使用に当たっては、次の各号に掲げる条件を全て遵守しなければならない。

- （1）前条第1項各号に掲げる目的以外で使用しないこと。
- （2）ロゴマーク等を一部のみ使用し、変形し、配色を変更し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用する場合は、県と事前に協議すること。
- （3）ロゴマーク等の使用によって、使用商品及び役務について誤認又は混同を生じさせないこと。
- （4）ロゴマーク等を、自己のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。
- （5）ロゴマーク等自体を商品化しないこと。
- （6）ロゴマーク等の表示は、使用商品及び役務の品質等を県が保証するものではないため、当該使用に係る商品及び役務に「栃木県推奨・認定」等の文言を使用するなど、使用商品及び役務の品質等を保証するもの、又は保証するものと誤認させるようなものとして使用しないこと。
- （7）使用商品及び役務については、必要となる食品等関係法令（食品衛生法（昭和42年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）等）による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。
- （8）ロゴマーク等を県産農産物以外の商品及び役務で使用する場合は、県と事前に協議すること。

（使用の許諾の申請）

第6条 ロゴマーク等を使用して商品を製造、販売又は販売促進する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、使用許諾申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、使用開始を希望する日の原則2週間前までに、使用者の主たる事務所等の所在地を所管する農業振興事務所長（所在地が県外である場

合にあっては、知事）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 県が使用する場合
- (2) 栃木県産農産物ブランド化推進会議（以下「推進会議」という。）の構成員が使用する場合
- (3) 報道機関が報道目的で使用する場合

2 使用者は、ロゴマーク等とともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について、著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものであることを保証しなければならない。

（使用の許諾等）

第7条 知事又は農業振興事務所長は、前条第1項に規定する使用許諾申請書の提出があったときは、審査の上、使用許諾通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

2 ロゴマーク等の使用が、次の各号のいずれかに該当するとき、知事又は農業振興事務所長はこれを許諾しないものとし、使用不許諾通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 県産農産物のブランド価値を損ねるおそれがあるとき
- (2) 県若しくは推進会議等の信用又は品位を害するおそれがあるとき
- (3) 消費者の利益を害するおそれがあるとき
- (4) 特定の政治、思想、宗教又は募金の活動に利用されるおそれがあるとき
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (6) その他、知事又は農業振興事務所長が承認することが不適当と認めたとき

3 知事又は農業振興事務所長は、許諾を行うに当たり、必要と認めるときには、条件を付することができる。

4 第1項の規定により許諾した農業振興事務所長は、申請書の写しを知事宛て1部提出するものとする。

（表示の義務等）

第8条 ロゴマーク等は、別紙2に掲げる商品を収容する容器又は包装紙等に表示することができる。

（使用料）

第9条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第10条 ロゴマーク等の使用に関する事故又は苦情については、商標の使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

2 県は、ロゴマーク等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

4 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

5 県は、この要領によりロゴマーク等の使用の許諾を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

（使用状況の報告等）

第11条 知事又は農業振興事務所長は、必要があると認めるときは、使用者にロゴマーク等の使用状況について、報告させ、又は調査することができる。

（情報の公開）

第 12 条 知事又は農業振興事務所長は、ロゴマーク等について、広く使用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について、情報を公開することができる。

（使用内容の変更）

第 13 条 ロゴマーク等の使用許諾を受けた者が、使用許諾通知書の許諾内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用許諾変更申請書（様式第 4 号）を知事又は農業振興事務所長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第 7 条の規定は、前項について準用する。

（使用の取消し等）

第 14 条 知事又は農業振興事務所長は、第 7 条第 1 項に規定する使用許諾通知書の交付を受けた者が、第 4 条、第 5 条及び第 6 条第 2 項の規定に違反するとき、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるとき、その他ロゴマーク等の使用継続が不適當であると認められるときは、使用許諾を取り消すことができる。

2 前項の使用許諾の取消しは、使用許諾取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 前 2 項の規定により、使用許諾が取り消されたときは、当該取消しの日からロゴマーク等を使用することはできないものとし、生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

（使用期間）

第 15 条 ロゴマーク等の使用許諾期間は、使用許諾開始日から最長で 3 年間とし、申請により更新できるものとする。

（その他）

第 16 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に必要な事項については知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8（2026）年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8（2026）年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8（2026）年 7 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」



文字「とちぎ育ち」

(別紙2)(第2条関係) ロゴマーク使用対象商品・役務一覧

1 商品

- ・栃木県で製造又は販売される農林水産畜産物を包装する紙製容器及びプラスチック製容器
- ・かばん類, 袋物
- ・アドバルーン, 木製又はプラスチック製の立て看板
- ・洋服, コート, ジャンパー
- ・衣服用き章(貴金属製を除く。), 衣服用バッジ(貴金属製を除く。)
- ・栃木県で製造又は販売される乳製品, 食肉, 卵, 食用魚介類(生きているものを除く), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜, 加工果実及び豆
- ・栃木県で製造又は販売される菓子, アイスクリーム, シャーベット, 氷菓, パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, しゅうまい, 調味料, 米, 穀物の加工品, ぎょうざ, 弁当, 即席菓子のもと及び食用粉類
- ・栃木県で製造又は販売される野菜, 果実, 種子類, 麦芽, 苗, 苗木及び花
- ・栃木県で製造又は販売されるビール, 清涼飲料, 果実飲料, 乳清飲料, 飲料用野菜ジュース
- ・栃木県で製造又は販売される日本酒, 洋酒, 果実酒及び酎ハイ

2 役務

- ・栃木県の農林水産物及びそれを主材料とした商品の販売促進のための広告
- ・乳製品, 食肉, 卵, 食用魚介類(生きているものを除く), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜, 加工果実, 豆, 菓子, アイスクリーム, シャーベット, 氷菓, パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, しゅうまい, 調味料, 米, 穀物加工品, ぎょうざ, 弁当, 即席菓子もと, 食用粉類, 野菜, 果実, 種子類, 麦芽, 苗, 苗木, 花, ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 乳清飲料, 飲料用野菜ジュース, 日本酒, 洋酒, 果実酒及び酎ハイの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
- ・鉄道, 車両, 船舶及び航空機による輸送, 自動車及び自転車の貸与
- ・企画旅行の実施, 旅行者の案内, 旅行に関する契約(宿泊に関するものを除く。)の代理・媒介又は取次ぎ, 観光地・観光施設に関する情報の提供, 地域観光に関する助言及び情報の提供
- ・セミナーの企画・運営又は開催, 植物の供覧, スポーツの興行の企画・運営又は開催, 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)
- ・宿泊施設の提供, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 宿泊施設の提供に関する情報の提供
- ・飲食物の提供, 飲食物の提供に関する情報の提供, 高齢者用入所施設の提供(介護を伴うものを除く。), 会議室の貸与, 展示施設の貸与